

戦国期における市民的自治について

——上下京・町組・町をめぐって——

* 鎌 田 道 隆

はじめに

近代日本における地方自治の出発点は、明治二十二年（一八八九）の市町村制実施であった。この市町村制は、市町村段階における自治を保証したことによって、近代日本の発展に大きく寄与したが、いっぽうではその内部において培われてきた町共同体や村共同体の自治を骨抜きにしてしまったことで、内からわきあがる自生的な町づくり村づくりのエネルギー再生産の途を閉ざした。現代日本における都市中心部の過疎化や農村部における過疎の村、廃村の出現などの諸問題の遠因の一つは、そうした共同体の自治を、すなわち町づくり村づくりの精神をくみあげてこなかった近代の歴史にあると考えられる。

近世都市においては、封建領主の強力な一元的支配が貫徹し、都市の自治というものは許されなかった。都市の自治は存在しなかったけれども、近世においてこそ都市は急激に成長し、近代日本を支える土台を形成した。都市によってリードされる近代社会を準備した近世都市は、もっと注目される必要がある。

近世都市の発展をになつたのは、近世都市を構成する基本的な単位となつた町共同体であり、その特異な町自治であつたのではないだろ

うか。封建領主による都市支配の末端機構としての自治組織であるとともに、町構成員の福利をめざす町づくりの自治機能を調和させた町共同体の分析は、近世都市を説明する大きな手がかりである。

市民的な自治については、歴史学の分野でも戦前・戦後を通じて注目され、中世から近世への移行期に、町自治および町組自治の動きがみられることが明らかにされてきた。秋山國三氏は、すでに早く戦前の昭和十九年に刊行された『公同沿革史』のなかで、応仁の大乱以後、京都のあちこちに聚落をなして居住した市民が、生活全般の安全保障のために、近隣相寄って相互扶助の地域団体としての町を結成、しかもこれらの内部統制力をそなえた町は、地理的その他の事情に応じた近隣数カ町からなる組町を結成し、さらに組町の連合機関である上京・下京の連合体まで成立させたと、述べられた。

また林屋辰三郎氏は、昭和二十五年六月『思想』三二二号上に「町衆の成立」を発表され、応仁以来のながい戦乱を経過するなかで、集団生活の地域的単位としての町に依拠し、自らの責任と負担で町の自衛と治安の維持にあたり、自治的性格を高めて京都の主人公として活躍する町衆が登場することを明らかにされた。

昭和四十年代に入って編纂に着手された京都市編『京都の歴史』

も、基本的には秋山氏や林屋氏の研究成果に依拠しており、町自治から町組の自治へと発展したことを高く評価し、その町組の自治が上京中・下京中としての統一を可能にして、都市的規模の自治を実現したという共通認識のうえに立っていた。

これらの研究は、後学の者に都市史への関心をよびおこし、市民的自治の伝統について啓蒙的役割をになった。しかし、その後京都市編『史料 京都の歴史』の刊行がすすみ、また個別的な研究も発表されてくるに従い、近世都市の成立過程における町自治の理解に疑問が生じるようになった。

問題は二点ある。まずその第一点は、町自治から町組そして上下京中の都市自治へと、自治が積みあげられていくことについてである。このような自治の積みあげという理解は、きわめて常識的な理解にもとづいているらしく、どの研究にも実証的あるいは論理的な説明がみられない。もちろん町自治のなかに、都市自治への発展の志向性が確認されるという分析も見出されない。

第二の点は、永禄十一年（一五六八）の織田信長入京すなわち近世統一権力の出現によって、戦国期に花開いた自治は坐折し、変質させられるという点についてである。近世統一権力による治安の確保と社会的秩序の形成は、自衛武装の市民組織の存立を許さず、自治組織は他動的な支配のための末端機構に墮したというのであるが、このような評価の背景には、町自治と都市的自治との混同、町自治は何に依拠しているのかという点に関する問題などがあるように思われる。

応仁の乱以降における市民的自治の成立は、たしかに治安の悪さに伴う都市民の自衛武装を主たる要因にしているように考えられるが、この自衛武装が町自治誕生の内的要因になるとは認めがたい。町自治と都市的自治を等質に考えることは、町を見ていけば都市が見えて

くるという誤った分析視角を導き出すだけでなく、都市とは何か、町共同体とは何か、自治とは何かという基本的問題意識を、煙幕のなかに押しやってしまうことになりかねないのではないだろうか。

近世都市における町共同体の自治は、家屋敷の共同体的所有を基盤として⁽³⁾いる。京都における共同体的土地所有は、豊臣秀吉による天正十九年（一五九一）の地子銭永代免除令で名実ともに実現したと考えられるから、本格的な町自治の形成も、これから以降であろう。もちろん、特定の町における自治的なもの萌芽や共同体的土地所有への傾斜が、戦国期の上下京による都市的自治の時代に育まれつつあったことを否定するものではない。

本稿では、上下京、町組、町について、あらためてそれぞれの機能や構造を考察し、近世都市成立期の自治の問題を再検討してみようと思う。筆者の関心は、近世都市の基本的な構成単位であるところの町共同体の成立にある。町自治が戦国期に成立していたとするならば、町自治と都市自治はいかなる連関をもつか、町自治は何に依拠して成りたっているのか、なぜ為政者たちは町を政治的に活用しないのか等々、町自治に関する否定的な疑問が、本稿を書く動機となっている。戦国期における町自治の成立を否定する視点から、自治構造の再検討をすすめていく。

(一) 上京中・下京中

南北路である朱雀大路を中心として、東京と西京（左京と右京ともいう）から成っていた平安京は、西京（右京）の荒廃が進んで解体し、残された東京（左京）が中世京都の祖型となる。しかし、その中世京都は、平安京中で朱雀大路につぐ大路であった東西路の二条大路で南北に分断されていく。

中世京都を、北と南すなわち上と下とに分けて見たり、あるいは京都が上と下とから成っているとする考え方が、いつごろから一般化するかはわからないが、『京都の歴史』第三巻によれば、早くも「思円上人一期形像記」の建治元年（一二七五）の条に、「重病の非人ら、京都の習いとして他の方便なきにより、上下町中を乞食致すの時」と「上下町中」の語があらわれるという。そして、十四世紀から十五世紀になると、公家や神社の日記類に「上辺」「下辺」の表記が頻出し、十五世紀以降はしだいに「上京」「下京」の表現が一般化してくるという。

だが、十五世紀までの「上辺」「下辺」または「上京」「下京」という範疇は、京都という都市における地形的な相違や町場の雰囲気などの差違を含めた地域空間を意味していると考えられ、当面本稿において問題としたい上京・下京とは区別しておきたい。ここでは、都市の支配や運営をめぐる登場する都市内部の組織集団としての上京・下京に限定して考えてみることにする。

上京・下京あるいは上京中・下京中といった呼称で京都の市民集団を表現することが、一五三〇年代の天文法華一揆のころからたびたびみられるようになる。法華一揆とは、戦国争乱で安定的な秩序を保障してくれる支配者を失っていた京都の町で、土一揆や一向一揆や諸大名の襲撃に対し、日蓮衆、法華衆、日蓮党ともよばれる京都の町衆門徒たちが法華信仰を基盤として自衛武装して団結し、法華一揆の力で京都の町を守るうとしたものであった。

武装して各地に転戦したこの町衆門徒は、また上京衆、下京衆あるいは京衆ともよばれ、数千から数万の動員規模をもっていたという。これらの動員がどのようにして組織されたものであるか詳細は不明であるが、軍勢や暴徒の京都進入が予想されると、上京では革堂（行願

寺）、下京では六角堂（頂法寺）の鐘がつき鳴らされ、町衆が結集したといわれる。

天文法華一揆の段階で、日蓮党としての上・下京衆や京衆と、一般市民集団としてのそれらとに区別があったのか、あるいは渾然一体となっていたのかは判断できない。ただ『座中天文物語』が「其比、京中に法花宗執権柄ヲ事在。（中略）洛中洛外之政道は一向法花宗のまま也」とか「法花宗之諸旦方ニ集会之衆とて、別而権柄を取輩在之」と伝えているのは注目すべきで、法華宗の主導下ではあるが、京都の市民的な自治が成立していたことを示している。

天文五年（一五三六）に法華一揆は坐折するが、上下京の市民的自治は継承された。それは、法華一揆の高揚時における集会の衆による自治も、決して法華宗という宗教のみに依拠したのではなく、市民の都市生活に裏づけられたものであったことをものごとがたっているのではないだろうか。ともかく、そうした自治の内実からみてみることにしよう。

有名な『鹿王院文書』の「公方様桑実御座以来、日蓮宗時、洛中地子銭依不致沙汰、有名無実」の文は、天文初年の数年間、法華門徒の京都支配の結果、地子銭が領主である公家や寺社などに支払われない事態があったことを伝えている。地子銭の不払いは、この前後の時期を通じて大きな問題となるが、これは特定の領主と百姓（町衆）間の出来事といったことではなく、上京・下京全体として地子銭不払いの空気が深く浸透していたことであろう。

天文九年七月の『賦引付』によれば、先年下京中が地子銭を催促してもなかなか支払わないので、諸本所が連署して幕府に訴えたという。本来は、各領主と百姓の間で解決されるべきことが、「下京中地子銭」として政治問題化していることに注目したい。

つぎに『室町頭町文書』をみてみよう。

洛中洛外屋地野畠地子銭事、至当知行之諸本主、如先々可致其沙汰、若有難決之繫者、以江州人数可被加催促之条、更不可有遲怠之由、所被仰出状、如件

天文十

十二月十三日

長俊(花押)

堯運(花押)

上下京中

これは、室町幕府が上京中・下京中に対して各領主への地子銭納付を命じたものである。地子銭の納付を、上下京中に宛てて幕府が令しているということは、地子銭不払いの動きが上京・下京という都市集団の共通課題となっていたか、都市民の地子銭不払いの動きに対して圧力行使し指導する力を上下京中が掌握していたかのいずれかを示している。ともかく上京中、下京中が地子銭問題にまで深く関与できる質をもっていたことを確認しておこう。

さらにつぎの史料にも注目してもらいたい。

納銭方事、上下京地下人廿人捧連判致加増依望中、被仰付之訖、

洛中洛外酒屋土倉納銭執沙汰事、捧式十人連判、任申請員數之

旨、被仰付候訖、於御公用者、毎月対御倉正実可相渡之旨、可

被成御下知 []、恐々

十二月卅日

親俊

松田丹後守殿

この『親俊日記』天文八年十二月三十日条に収められた一文は、洛中洛外の酒屋土倉役銭の執沙汰について、上下京地下二十人の代表が、連判状をもって幕府と交渉したことを伝えている。これから判明することは、上下京は、さきの集会の衆に相当するかと思われる二十人の

代表者をもっていたこと、そしてこれらは上下京を代表して幕府と掛合い交渉する力をもっていたという事実である。

このように、対外的には個別領主をこえたかたちで地子銭問題をかえ、幕府との間で役銭について交渉する権能を保持していた上京・下京は、対内的にはどのような機能をもっていたのであろうか。結論からいえば、対外的な交渉権に対し、対内的な調停権とでもいふべき役割である。

天文十九年から翌二十年にかけての『言継卿記』には、京都の町や近郊における喧嘩や騒動を、上下京の宿老たちが仲裁したことが数度記録されている。天文十九年閏五月二日に二条室町で午の刻から申刻まで喧嘩があり双方百人ほどの怪我人がでたが、「上下京宿老地下人」に入っておさまったという。同年七月十五日・十六日の両日、上京の一条殿門前の町と誓願寺門前町が喧嘩をおこして死者まで出したが、「上京中百廿町」として仲裁された。天文二十年一月二十四日、町と室町との間で喧嘩があり、町の者一名と仲に入った人の兩名が死亡したが、「上京中宿老共分」によって解決した。また、『言継卿記』天文二十三年五月二十一日条には、北白川郷と吉田郷の芝草争論を、上京衆が五百人ばかりの実力を背景に調停したことを記している。

それでは、こうした機能をもつ上京・下京という都市集団が、なぜこの時期に形成されたのかについて考えてみよう。

上京衆、下京衆という武装集団が結成されたのは、都市の治安を維持する為政者が出現しなかったこと、都市生活の危機が土一揆や一向一揆などの具体的なかたちをとって迫ってきたことからである。上京、下京とは、自然発生的に形成されてきた一種の共通性をもつ地域の呼称であるが、その一種の共通性に、生活共同圏的な要素を認めることができると思う。

上京、下京が、それぞれ一個の独立した都市のような運命共同体としての機能と構造をもっていたからこそ、都市生活の危機に際して、上京衆、下京衆として運命共同体の防衛のために、市民たちは利害をのりこえ武装し団結したのである。都市生活を保障する単位として、上京、下京は都市的な発展をとげていたわけである。

たしかに、この時期の上下京には、すでにかなりの明確さをもって、町という集団が存在した。たとえば、早くも長享三年（一四八九）二月、北野社境内での博突について、神社から博突参加者を町々の老に処罰させるという命令が出たり、また天文十四年の『同事記録裏文書』によれば、一町内に重科人がたときは、その科人の隣三軒に成敗を加え、惣町一同が狼藉したときには、一町すべてを咎に処すことが定められたりしている。⁽¹⁰⁾しかし、この時期の町が行政的な単位として充分機能できる構造をもっていたとは考えられないし、また共同体として結集する共通の権利もいまだ確保してはいなかった。京都の町町には、公家、寺社をはじめ諸領主が地子徴収権を主張して、複雑に利権が錯綜していた。領主権が錯綜しているということは、町の側でも利害の対立が起きやすく、連帯や協同が容易ではないことを推定させよう。町が自治的な共同体へと成長し、都市行政のなかで意味をもつようになるのは、地子銭不払い運動を通して中世の領主的土地所有を否定し、その共同体的所有をかちとっていく過程においてである。

十六世紀において、上京、下京という集団が、都市行政のうえでもっとも大きな役割を演じていたことは、室町幕府から織田信長にいたるまで、当代、為政者たちの発給した文書が、多く上京中、下京中に宛てられていることからわかる。さきにもみた天文十年の室町幕府の地子銭納付令もそうであったし、天文十九年七月十日布達の三好長慶の掟条々も「上京洛中洛外惣御中」に宛てられている。⁽¹¹⁾織田信長が、

永禄十一年（一五六八）九月の入京に際して下京に宛て発した、市民の動揺を鎮める禁制も残されている。⁽¹²⁾

元龜四年（一五七三）四月の信長による上京焼打ち事件も、上下京の意味を理解するうえで、示唆を与えてくれる。足利義昭と信長との不対立のなかで、義昭の居館のあった上京が焼き払われたわけであるが、『耶蘇会士日本通信』によれば、上京と下京の信長への対応の相違が、上京が焼かれ、下京は残るといふ結果をもたらしたという。⁽¹³⁾元来、上京は禁裏御所や將軍御所などの存在する政治的意味の強い街区であり、下京は商工業の発達した街区であったから、戦略的な観点から上京だけを焼打ちにしたことは充分考えられるが、『耶蘇会士日本通信』のいう上京の反信長の空気と下京の親信長的行動という点も見のがせない。権力に対して上京と下京が異なる態度をとったということは、都市支配、都市行政、都市運営のなかで、上京・下京という単位が基本であったことを示している。

それではここで、上京・下京という市民集団が、なぜ都市支配や都市運営のうえで意味をもちえるのか、どのような意味をもつのかについて考えてみよう。

まず支配者の側からみると、都市の一元的な支配がいかにして可能かという問題がある。為政者にとって、都市支配の魅力が地子銭の徴収のみにあったわけではないが、相当の経済的意味をもつものであったことは、早くに指摘されている。⁽¹⁴⁾蓄積されつつある都市商工業者の財貨は、すでに年貢、地子というかたちで地主・領主に収奪されており、地主・領主によって京都市中は分割支配されているといった状態であった。⁽¹⁵⁾こうした京都の新しい支配者になり、京中の地子を掌握しようとするれば、これらの地主・領主を排斥するか、その上前をはねるか、あるいは都市民に二重三重の課税をするほかはない。都市の

生産力に着目し、都市の一元的支配をめざす支配者にとって、都市を分割している地主・領主たちを統合支配するよりも、都市民の統一組織である上京・下京を直接的に掌握する方が有利であることは理解できよう。

一方、都市民の側からの問題を考えてみよう。都市民の営業や日常生活を保障する都市規模というものが、具体的にどのようなものかを示すことは難しいが、日常生活品また生産物を交換・換金する市や店舗の分布、都市生活を充足させる人口の集中、都市的な職種の混在、道路の発達、飲料水の確保や排水路の整備など、これには多様な要素がある。

ともかく、こうした都市としてのまとまりをもった生活共同体として、十五世紀から十六世紀の上京・下京はそれぞれ成立していたのではないだろうか。都市における市民生活が、上京や下京という単位で成り立っているという点が、市民にとっての上京・下京の第一の意味であったと考えられる。

つぎに、都市民、とりわけ地主・領主に対して地子を払わなければならない立場にあった百姓(町人)にとって、細分化された支配権をふりまわす地主・領主の存在はどうであったかを考えてみよう。すでに、発展途上の商工業者と後退しつつある地主・領主の力関係のなかで、地子銭の減免や延納はては免除といった事態まで出現しつつあり、都市民の地子銭不払い闘争は、十六世紀には相当激化していた。このことは、地子を基軸に分割支配してくる地主・領主の中世的な都市支配のあり方が、上京・下京の規模で都市生活を充足させつつある都市民の行動に桎梏となっていることあらわれである。

上京・下京という市民集団の形成は、都市民にとって、中世的な個別細分化された地主・領主の都市支配を拒否し、生活共同圏に合わせ

た都市運営、都市行政をめざす営みであったといえよう。

(二) 町組の性格

上京・下京が都市行政の単位として登場するのと相応じるように、上京・下京よりはもうすこし規模の小さな単位として、町組もその姿を見せる。文献上の初見は、天文六年(一五三七)で、下京の中組、西組、七町半組、長組、巽組の五組が確認されている。⁽¹⁶⁾上京町組の初見はやや遅れて、天文十八年ころに立売組の名が見え、のち一条組、中筋組、小川組、川より西組も姿をみせる。また、上京にありながら上京の町組からは独立し、のちに禁裏六丁町組を名乗る六丁町は、下京の町組初見より早く文献の上にもその姿を見せている。そして、しかも、それらは初見年代にはすでに町組として機能している。これらのことから、京都における町組の形成はそれぞれの初見年代よりもかなりのさかのぼると推定されている。

ところで、この町組とはいったいどういう組織なのか、上京・下京とはいかなる関係にあるのかを考えてみようというのが、本節のねらいである。しかし、こうした点について記した史料が充分にあるわけではない。そこでまず、町組はどのような用件にかかわって姿をみせるのかということから検討してみよう。

下京の町組は、五組の代表五人が將軍足利義晴のもとへ年頭の挨拶に出かけた費用等の分担を六角堂に寄合せて評議したことと、「公方様祇園會御上覽ニ付諸入用」の取集めに關した記録に初見される。⁽¹⁷⁾為政者への年頭拝礼への出勤とその費用分担は、以後永く町組の重要事項となることであり注目される。ここで問題となるのは、各組から一人ずつ合計五人の代表が年頭拝礼に出ているが、彼らは町組の代表として出かけたのか、それとも下京の惣代としてであったのかという点

である。これについては、上京の例であるが『上京文書』の文禄四年（一五九五）九月二十九日付の申合書に「今度従上京中、右衛門尉鎌江法印御音信之入用之儀ニ付而、五組より之わつふ、立売組にも請取」とあることや、江戸期の年頭拝礼が各町組ごとの代表者という構成をとっていないことから、上京または下京としての年頭拝礼であることがわかる。すなわち、上京中、下京中としての入用の分担にかかわって町組が登場していることが推定される。

上京立売組の初見史料である『室町頭町文書』には、「去十六日、立売四町乗於生嶋弥六前、眺之刻号打飛礮、無謂於其庭令破損彼宅以下由候、如何在之儀候哉」と立売組四町が踊りに際して飛礮による暴虐をしたとある。ここでの問題関心に従えば、核心は町組ごとに踊りが行なわれたらしいという点のみである。

町組の構成が明らかになる史料として注目される『立入宗継文書』の元亀二年（一五七一）の「上下京御膳方御月賄米寄帳」「御借米之記」について、次にみてみよう。これは、信長が朝廷の財政をまかなう手段として京都市民に貸付米を行ない、その利息米を強制徴収した貸付米制度の実施状態を示す史料で、上京五組、下京三組の町々が明らかとなり、上京八十四町の利米七石六斗二升五合と下京四十三町の利米五石三斗七升五合の合計十三石ずつが、毎月上納される仕組みとなっていたことが判明する。

この貸付米制度は、二つの大きな問題を提起している。一つは、貸付米制度に当初から登場してこない六丁町組や下京の巽組、七町半組をどう理解するかであり、他の一つは町組を構成している町々の均等負担の問題である。

貸付米制度は、利息米でもって禁裏財政をまかなうことが当初からの目的である。従って、禁裏六丁町組がこの制度に組みこまれていな

いのは了解できないことではない。というのは、六丁町組は日常的に禁裏との深いつながりを持ち、他の町組とは区別されていたのである。六丁町は禁裏御用の奉仕という特別な任務を通して、支配者の側から行政的な単位として早くから認定されてきた特殊な町組であった。たとえば、天文三年（一五三四）禁裏の堀普請の命令が六丁町に出され、朝廷と町組との間で交渉がなされているし（『言継脚記』¹⁸）、永禄元年（一五五八）には朝廷から寄宿免許の特典を与えられ（『惟房公記』¹⁹）、元亀四年（一五七三）六丁町内の軍勢駐留の禁止が朝廷から武家方へ厳命され（『御湯殿上日記』²⁰）、天正十二年（一五八四）八月六日には前田玄以によって、旧例通り六丁町への諸公事免除が追認されている（『川端道喜文書』）。諸々の六丁町の特典は、相当過重な禁裏御用を負担していることに対するものであり、元亀二年以降の貸付米制度に登場しないのは、六丁町組が他の何らかの負担を担当しているからであると考えられるのである。

下京の巽組と七町半組の場合は、六丁町組のような日常的な特定の任務の有無も不明であるし、貸付米制度から除外された理由を説得性をもって推量することはできない。ただ、除外されているからには、何らかの他の負担があったであろうことは考えられる。しかし、下京では三組にしか貸付米は与えられていないという事実こそ重要である。すなわち、負担の賦課が町組を単位として実施されているという事実である。言葉をかえれば、町組は上京や下京あるいは上下京敷中に課せられる負担を分割分担する単位であり組織であったということになるであろう。

つぎに町組内部にも眼を向けてみよう。貸付米制度は、原則として一町に三割の利息で五石ずつを貸付け、毎月一斗二升五合ずつの利米を禁裏財源として徴収しようとしたもので、上下京から合わせて毎月

十三石が納付されることになって⁽²¹⁾いた。下京では、二一五石の米を三組四十三町に割りふり、五石三斗七升五合の月利米を出すことになっているが、『立入宗継文書』の「上下京御膳方御月賄米寄帳」でその実施状況をみると、町数は五三町をかぞえ、各町ごとの月利米も一斗二升五合から四升五合まで十段階くらい⁽²²⁾の相違が見られ、支配者側の試算原案と実施状況との間に大きなずれがあったことがわかる。同じことは上京の場合についてもいえる。上京の場合、原則どおり小川組では一〇町全部が平等に月利米一斗二升五合を負担するのに対し、立売組では判明するだけで七升九合四勺から二升六合五勺まで七段階の月利米が町々に割付けられるというように、組による相違も顕著である。

町組とは、文字どおり町々の組合であり、町々の組織である。この貸付米制度において、支配者の側は計算上の都合ではあるが、各町町を等質なものととらえようとしており、町組内部では、支配者側の原則に従ってか町を等質に割り切ってしまったものと、実態としての町の質的差違を重視したものとに分かれる。町の質的差違の実態としては、町を構成する家数の相違や経済的な負担力などが考えられる。以上のことがらを整理してみると、支配者の側は、貸付米に関して均質な町々の負担を集合していく考え方を示しているのに、町組の方では実態に合わせて町組内部を調整しながら分担させていく方式をとっている。また町組によって分担方式の相違がみられることは、町組相互間にも均質性はなく、かなり独自の判断が認められているといえる。このことから、町組は町々の自生的な集合体というよりは負担分割のために一定の共通性を集合した組織だと考えられる。

町組をつらぬく一定の共通性とは、端的にいえば地理的地域的な構成であり、その上に営まれる生活的要素であろう。たとえば、下京の

町組は、中組が四条室町の札の辻を中心にして所在し、長組は中組の東北すなわち良の方角に、巽組は中組の東南すなわち巽の位置に、そして川より西組は中組に接して西洞院川の西方に所在する。七町半組（三町組）は方角を示す語ではないが中組の東に位置している。上京は下京のように明瞭ではないが、立売組が室町上立売の札の辻を起点に室町通に沿って南北に伸びた町組、西陣組、小川組、一条組はそれぞれの地名のところから形成された町組、中筋組は小川組と立売組にはさまれた格好の中筋に位置する町組というように、これもほぼ地域割になっている。六丁町組が、禁裏周辺の町々であることはいうまでもない。

くりかえしになるが、町組とは、上京・下京という都市運営の行政単位における諸負担を、地域性を考慮しつつ分担するための組織であり、また時には地域集団として神事や祭礼を執行し享受する役割もになったといえるのではないだろうか。とすれば、上下京の円滑な運営を補う意味からも、上下京という市民集団の成立にそれほど遅れない時期に、ほぼ同時に全町組は形成されたと考えられる。

では町組は、一貫して単なる諸負担の分担組織であったのかといえ、そうではない。町組が、十六世紀の後半に京都で流行した盂蘭盆会の風流踊の単位となっていたことは、『京都の歴史』第四巻に述べられている。⁽²³⁾踊の「見事」さを競い合う単位が、町組であったということは、日常的な生活次元での町組内部の交流が当然予想され、地域的な一体性をもった町組の性格が看取できよう。

また、織田信長の入京以来、行政的に町組が利用される傾向にあったことは事実で、さきにもた元龜二年の貸付米制度の実施にあたっては、町組あてに文書が発給されているし、⁽²⁴⁾『饅頭屋町文書』によると、永祿十二年の撰銭令に対して町組も何らかの動きをしたことがうかが

える。⁽²⁴⁾

町組が行政上の役割をになう傾向は、秀吉の時代以降はますます明瞭になって行く。天正十五年十一月二十五日付の「相定拾四町組御汁之事」という立売組の組定には、「一、上儀御用あるニおいてハ、各各無疎略御馳走可申事」という一条があり、また年不詳ながら、違法者の責任を下京五組の町組とその年寄衆の責任として問うことがあるとする前田玄以の書状も残されている。⁽²⁵⁾

近世的統一権力として評される織田信長の登場によって、上京・下京という単位だけでなく、町組や町も急速に行政面に引き出され、利用されるようになっていく。言葉をかえれば、町組や町は近世統一権力によって政治的行政的資質を育てられ、均質化されていくといえるのではないだろうか。

(三) 生活集団としての町

町自治の発生にあって、道路に面して向い合った町並みが一つの町を形成すること、すなわち両側町の形成と、町座商業の発展、町名の発生等々が重要な論点になるであろうことは、秋山國三氏によって提言された。⁽²⁷⁾そして、町自治の萌芽が具体的には十五世紀に入ると検証できるという研究も報告されている。⁽²⁸⁾

たとえば、応永二十四年(一四一七)八月二十日、大宮通の四条と綾小路の間の町で余所者同士による殺人事件があったが、町内の人々が力を合わせて犯人二名を捕らえて侍所に引き渡した。⁽²⁹⁾応永二十六年十月、北野神社は洛中に散在する酒屋の麴室停止に際して酒屋から請書を取っているが、この請書には酒屋の所在する町の「町人」が、もし酒屋が麴室の営業を再開した場合「町人としてちうしん申へく候」といった文言で監督を請負う旨の奥書をしているのが見える。⁽³⁰⁾

康正二年(一四五六)四月二日の例であるが、「斎藤基恒日記」によれば、造内裏料として洛中洛外に棟別銭を賦課することにしたが、棟数の調査が各町ごとに行なわれたという。また、南北朝内乱以降京都の町のあちこちに設けられた釘貫は、土一揆や応仁文明の大乱のなかで一層の自衛武装に迫られ、さらに各町、各領主を単位として建宮が進んだという。⁽³¹⁾

たしかに、支配者の側では、町というものを単位として諸調査をしたり、町民の相互監視や連帯責任をもとめたり、防衛施設を利用したりしたことはあったし、町民の側でも町内の諸事件で力を合わせ、生活の安定と向上をはかるという指向性をもっていたことは認められる。⁽³²⁾しかし、十四、五世紀のそうした町々を都市自治の基本的な単位としての町共同体として認めることはできないようである。自生的に生活単位としての町が形成され、何らかのかたちで政治や都市の運営などで利用されることがあったということ、都市支配・都市運営の基本的な単位としての町が成立することとは、やはり区別して考える必要がある。

林屋辰三郎氏が「思想」三一二号誌上に「町衆の成立」を発表して以来、応仁・文明の乱後自治的な町という地域団体を基盤とする町衆が登場し、中世都市京都の主人公として、京都の防衛と発展に寄与した、という理解が学界の共有財産として深められてきた。すなわち、大乱後京都を治める専制的支配者がなく、都市民が自分たちの力で町の治安を維持しなければならぬという状況を前提として、「ちようのかこい」をつくって自衛するなかで、町の自主性と団結が強められて、「町の人々が一つの集団として特別の社会構成をもつに至った」という。

これまでに、町が地域的な集団生活の場となり、町的な規模で自衛

武装が行なわれたことも定説的に言及されてきている。たとえば、大永七年（一五二七）十一月の末から十二月初めにかけての「言継卿記」や「実隆公記」などによれば、町の人々が公家たちとも協力しながら、釘貫、堀、塙、かこいなどとよばれる防御施設を修築し、柳本賢治ら武士の横暴と対決した。

しかし、こうした町ごとの防御施設が、京都全域の生活集団としての町のほとんどで建営されていたかといえば、否定的な推測しかえられないのではないだろうか。また、町を単位とする木戸門や堀などの防御施設は、はたして土一揆や一向一揆や京都占領をねらう武将たちなど、いわゆる京外の敵に対してのみ機能したのだろうかということや、町内に芽生えつつあったという自治的な結束とは、そのまま町連合へと発展する可能性をもったものであったのだろうか、というような疑問にもつきあたる。

いまだ、この時期の町単位の防御施設は、きわめて分散的個別的性格が強く、都市施設的な機能はもっていなかったと考えられる。土倉酒屋や公家らの指導と援助によって木戸門をつくることの可能な町もあれば、一方ではそうした防御施設を建営する経済力も政治的自立性ももたない町もあったはずである。だからこそ、各町を単位とする自衛よりも、上京・下京という単位での結集が意味をもったのではないだろうか。

この時期、京中の町と町とが対立し、流血をみるほどの騒動を引きおこすことも、まれではなかった。第一節では、上京中・下京中の宿老たちによる仲裁の事例としてみたが、「言継卿記」天文十九年閏五月二日条の二条室町の喧嘩や、同じく天文二十年一月二十四日条の「町と室町」の喧嘩などがそうである。町同士の喧嘩や対立の原因はよくわからないが、何らかの利害の衝突によるのではないかというこ

とは予想されるし、その利害対立を惹起する要因は、京中の複雑な領主的地主的土地所有の方にくらでも求めることはできるであろう。したがって、町を単位とする防御施設が、利害の対立する近隣の町々に対して、全く機能しなかったとは断定できない。とするならば、一町内の結束は、そのまま他の町々へと拡大していけるような質のものではなかったことも、推測されるのである。

それにもかかわらず、特定の町において、木戸門建営などに必要な経費の捻出や一味同心的な結束を通して、町という地域的な生活集団の組織化や自治的な若干の萌芽があったことは、認めてよいのかもしれない。生活空間を同じくするところから、相互扶助を中心として形成されてきた町が、共同防衛の施設と精神を手にいれたことは、町内における犯罪防止や治安維持そして相互扶助の機能を一層強化していくことを意味した。

だが、このような隣保生活集団の結束というだけなら、町はのちの十人組・五人組とほとんど異ならず、地域共同体へと発展することはなかったであろう。町が都市を構成する基本単位として機能するためには、町は単なる自治的な地域集団から共同体へと転生する必要がある。

近世都市における町共同体では、家屋敷の共同体的所有が確認される。それは、家屋敷の売買が所有者個人の勝手な契約で行なわれるのではなく、町の承認を得なければ成立しないことや、家屋敷の買手が他町の人であっても、買われた家屋敷を他町籍に移すことができないといったことから判明しよう。町共同体を根底のところで規定しているのは、町内の家屋敷とくに屋敷地の共同体的所有であると考えられる。

中世都市においては、寺社や公家をはじめさまざまな地主・領主が

都市内の土地を所有しており、百姓・町人はその土地を占有して家を建て、商工業に従事していた。⁽³⁹⁾ 百姓・町人は、所当、土貢、地子などによばれる地代を地主に納めていたが、南北朝期以降商品経済の発達による百姓・町人の地位上昇と、遠方荘園の不振による領主層の相対的下向傾向とから、地代や家屋処分権などをめぐって、地主・領主と百姓・町人の対立がみられるようになる。十五世紀の前半ころにもっとも高揚する地子銭無沙汰闘争がそれで、地子銭の減免、延納、不払いなどのいろいろな戦術をもって、町や特定の地域あるいは領主単位、広域的には上下京といった都市的規模でもたたかわれた。

地子銭無沙汰闘争の時期と、上下京の市民集団による都市自治の時代とは、期を同じくしていることに注目したい。元来地子銭問題は、地主・領主と百姓・町人の個別の関係のもとでのことである。ところが、実際の地子をめぐる諸事件をみると、地子銭の催促にやってきた地主・領主の使者に対して、直接的にはかかわりをもたない同じ町内や近隣の町人たちが協力して反抗し、これを追い返えしたりしている。たとえば、『親俊日記』天文八年（一五三九）八月三日条にも、室町土御門三福寺地子未進のことについて、大館兵庫の中間が催促にいったところ、町の人々がこぞ出て出合い打擲されるという事件があったことが記されている。また、西九条に地子の催促に行ったものが打ち殺されるという事件も起こっている。⁽⁴⁰⁾

地子銭無沙汰の闘争は、地主・領主と百姓・町人との間の力関係に規制される面が多かったのではないかと思う。地主・領主の力が弱いということは、所領内の治安の維持や営業の安全を保障する力を地主や領主がもっていないということであり、百姓・町人は自らの負担で自衛武装せざるを得ない。都市生活の安全を保障してくれない地主・領主が、地代のみを請求してくることに対し、百姓・町人がその延納

や減免、不払いをもって抵抗したことは理解できよう。そして、その地子銭無沙汰は、地主的領主的土地所有の否定を意味する。

町が地域的な集団の単位として注目されつつあったこと、そしてその町集団内部に相互扶助、治安維持などを通して自治的な萌芽がみられていたこと、そうした時期に地主的領主的土地所有否定へとつながる地子銭無沙汰闘争が、町やさらに広域にわたる範囲の支援と協力を得ておこなわれたことは、偶然ではない。

地主的領主的土地所有の否定の運動が、町やそれをこえる地域集団によってなわれたということは、集団的土地管理の方向をそこに読むことができる。その集団的土地管理が、町共同体的土地所有というかたちをとってあらわれたことについては、さらに今後の研究に俟たなければならぬ。しかし、天文十八年に起きた次の訴訟事件は、この問題に対して一つの示唆を与える。

『賦政所方』に収められた天文十八年四月八日付の「四条綾小路町人等申状」によれば、この町の東端南類に正西（清）という者が住んでいたが、その死後娘が相続し、その家を烏丸町の竹山次郎三郎という者に売却した。これは、言語同断の曲事であるというのである。その理由はいろいろあるが、ともかく、町内の家・土地を他町へ売られると、祇園会の山が退転することになるというのである。

事情を正確に把握することはできないが、この事件からは、祇園会の山の費用負担が町を単位としており、町では家屋敷ごとに割付けられているので、町内の地がどんどん他町へ渡るなら、この町の山は維持できなくなるといふことと、その割付けが家屋敷に対して行なわれるとしながらも、実はその家屋敷が他町の人に渡ると他町のものとなつて、山の費用負担をとれないこととから、実は家屋敷ごとの割付けではなく、個人的な割付けであったことが推測される。すなわち、

町は祇園会祭礼の負担を請負っていたこと、そして町は土地ではなく住民によって形成されていたということである。ここに、祇園会の安定的な永続のためにも、町は共同体的な土地所有を実現する必要があったことがうかがえる。

地子銭の永代免除は、天正十九年（一五九一）九月二十二日に豊臣秀吉によって宣せられ、旧来の地主・領主は京郊の村々に替地を与えられて、京都では天下人秀吉による一元的支配が貫徹した。したがって名目上の土地所有者は秀吉であろうが、地子が免除されたということとは家屋敷の所持者が事実上の土地所有者になったということである。ただし、家屋敷の所持者は町の構成員であり、町の構成員でなければ家屋敷を町内に所持できない。ということは、家屋敷は個人的な所有にかかるとともに、町共同体的な所有をも免かれることはできないということである。地子銭免除によって、共同体的土地所有を基盤とする町が誕生し、以後この町共同体が都市支配、都市運営の基本的な単位となっていく。

むすびにかえて

京都市編『京都の歴史』の編纂にたずさわってきた一人として、『京都の歴史』の成果を批判的に整理しなおそうとした試みのひとつが、本稿である。『京都の歴史』は、都市史の総合的な叙述であり、とくに都市論への取りくみと、町組および庶民生活に光をあてたことで、歴史研究に一石を投じた仕事であったと思う。

戦国時代の市民的自治について、あらためて考察した本稿も、『京都の歴史』の成果を踏まえることなしにはなりたないことはいまでもない。近世都市成立期における自治の問題と統一権力の出現とのかかわりは、重要なテーマであるだけに多くの人々の関心事でもあっ

た。それ故にまた、『京都の歴史』の成果に対する疑問や異和感の声もあちこちで生まれてきた。

たとえば、近世京都における町組とは、それほど高い自治的評価を与えられるものだったのだろうか、寛文期以降下級役人化して町組の統率者的存在となる町代は、はたして当初は町組の使用人であったといつてよいのだろうか、近世初頭に町自治が変質するという理解が、近世都市における町共同体の評価を低めているのではないだろうか、等々である。これらは、いずれも印象的な批判や疑問であるが、新事実や新史料の発見または新解釈を通しての印象であるだけに、印象的だからといって無視しえない力をもっていた。

「上京中・下京中」「町組」「町」について考察しなおした本稿も、きわめて印象的な異和感を出発点とし原動力として書き進めてきたため、十分に論証が整理されているとはいいがたいし、最後まで「印象的批判」の部分を引きずってきってしまったような気がする。当初、本稿の構成では最後の節に「町共同体の成立」を設ける予定であったが、紙数が予想以上に増加しそうなことと、論文の進め方を少しかえたいということから、「近世都市における町共同体の成立と構造」という別稿を予定することにした。本論がややまとまりを欠く論説になったことをお詫びしたい。なお、とりあえずは、町の規則から町自治の構造を分析した山田敦子氏「近世京都における町自治について」（『奈良史学』第一号所収）を、あわせてお読みいただければ幸いです。

註

(1) 秋山國三氏『公同沿革史』上巻五四頁～五九頁。

(2) 林屋辰三郎氏『中世文化の基調』二〇二頁～二〇三頁。「町衆の成立」は、『中世文化の基調』の「町衆の生活と芸術」の章の第一節として

収録されている。以後、「町衆の成立」の頁数は、本書の頁で示す。

- (3) たとえば、「公同沿革史」上巻五八頁には「恐らく応仁の大乱によって唯見る一面の焼野ヶ原と化せる廃墟に遷住せる市民は漸次町を結成し、それと相去ること遠からぬ時期に地理的その他の事情に応じて近隣数ヶ町によって組町が形成せられ、天文の初年に及んで既に組町間の連合機関を有するに至ったものと考えられる」とあり、「町衆の成立」二二二頁には「町は寄って町組をつくり、町組は更に上京中、下京中として統一される」とある。「京都の歴史」では、こうした考え方をさらに進めて、町自治の高度に発達したものが町組であると、京都の歴史の分析視点の一つとして町組を据えている。それは各巻の章節の見出しにもあらわれているが、第三巻「近世の胎動」五六五頁の「町の自衛も自治も、町々の団結とその組織化があつてはじめて可能だからである」とか、「町組とは道路をさしはさんで形成された一町単位の町が、数カ町集まって一つの組町を結成することで、この町組(組町)こそ町々の地域的な連合自治体制の組織化にはかならなかつた」という書き方にも、そうした雰囲気があられて
- (4) 「京都の歴史」第四巻六頁、および第一章第一節参照。
- (5) 瀬田勝哉氏「近世都市成立史序説—京都における土地所有をめぐる一—」(『日本社会経済史研究』中世編所収)。この論稿には多くの示唆をうけた。瀬田氏は、近世都市における土地所有を共同体的土地所有と規定され、町共同体成員であるという根本条件を欠いては家屋敷所有を実現し保持できないこと、家持とは家屋敷所有を通じて土地を占取しているだけであり、その背後には町を単位とする共同体的土地所有が貫徹していると、考察している。
- (6) 京都市編「京都の歴史」第三巻二九頁～三二頁。
- (7) 京都市編「京都の歴史」第三巻五六七頁～五六八頁。
- (8) 京都市編「京都の歴史」第三巻五五五頁。
- (9) 京都市編「史料 京都の歴史」第四巻一八六頁～一八八頁には、「町衆の地子銭不払い」の見出しのもと、「鹿王院文書」をはじめ関係史料が抄出されている。
- (10) 川嶋将生氏「町衆の町京」参照。本書の第一章「自治の成立」では、町々での具体的な諸事件を追いながら、町の成立、町人の登場、町衆の自治などが語られており興味深い。ちなみに、長享三年北野社境内の博奕一件は同書三四頁。天文十四年の定めは同四八頁に叙述されている。
- (11) 「上京文書」所収(京都市編「史料 京都の歴史」第三巻三二二頁参照)。
- (12) 「饅頭屋町文書」
- 禁制
下京
- 一 当手軍勢濫妨狼藉之事
一 陣取放火之事
一 非分之族申懸之事
右条々、於違犯之輩者、速可処嚴科者也、仍執達如件
永祿十一年九月日 弾正忠判
- 信長は、上京・下京はもとより町組および町をも自らの都市支配のなかに位置づけようとする指向性をもっていたらしく、信長の時代には上下京宛のものは勿論、町組や町単位の宛名の文書も数多くみられる。
- (13) 「耶蘇会士日本通信」元龜四年四月四日条「上の都の人は富み且傲慢なるが故に、条件を好くして却て信長の不快を招き、殊に建築に着手せる宮殿の周壁を破壊したることに依り、其怒に触れたり」など、随所と同様の観察が記されている。
- (14) 岩橋小彌太氏「京都の屋地子について」(『歴史と地理』十二ノ十二)。
小野晃司氏「京都の近世都市化」(『社会経済史学』十巻七号)。
- (15) 瀬田勝哉氏「近世都市成立史序説」参照。瀬田氏は「中世—京都(洛中)の土地は本来的に国家的課税が免除されており、私的な所有が許されていた。この土地所有権が原理的には自由に売買・譲与・寄進・質入れされ得るものであった事は、極めて多くの土地売券・譲状・寄進状・質券等の語るところである。かかる土地所有形態は、封建的土地所有の解体の中

から生まれてくる私的土地所有とは区別されるべきは当然としても、ここでは一応近世的所有と対比させる意味で「私的土地所有」と規定しておく。私的土地所有は「地主」あるいは「領主」と呼ばれ——以下本稿では「地主」なる用語を統一して用いる(後略)——という整理をして論をすすめていくが、ここでは政治的の意味も含めて表現したいので、わずらわしいがあとで「地主・領主」としておく。

- (16) 京都市編『京都の歴史』第三卷五六五頁～五六六頁参照。
 (17) 『北観音山町文書』の「六角町古記集写」に見える。『史料 京都の歴史』第四卷二八五頁～二八六頁参照。
 (18) 『言継卿記』天文三年の二月三十日条、三月一日条、三月七日条、四月二十五日条、四月二十九日条。
 (19) 『惟房公記』永禄元年閏六月七日条。
 (20) 『御湯殿上日記』元亀四年四月八日条。
 (21) 『室町頭町文書』の元亀二年十月十五日付「明智光秀ほか三名連署書状」および「立入宗継文書」の「上下京御膳方御月隔米寄帳」末尾等参照。
 (22) 京都市編『京都の歴史』第四卷一〇一頁～一〇三頁。
 (23) 『室町頭町文書』の元亀二年十月十五日付「明智光秀ほか三名連署書状」の宛名は、「立売組中」となっている。
 (24) 織田信長の撰錢令をうけた饅頭屋町では「精錢の制札並追加御文言の旨をもって料足の取遣の段、為年寄町中へ可申付由被仰出候間、不可有袖断候、此儀相背候ハ、日本大小神祇ニハ法華三十番神罰を蒙申者也、
- 組定
- 一 信長御折紙可有御取候事
 一 其町々ノ年寄衆連判申せらるへき事
 一 諸口より米上候様ニ御佗言事
- 己卯月八日の寄合也」の記録を残している。
- (25) 『上京文書』(京都市編『史料 京都の歴史』第四卷三四七頁参照)。
 (26) 『長刀鉾町文書』(京都市編『史料 京都の歴史』第三卷三九七頁参照)。

(27) 秋山國三氏「条坊制の「町」の変容過程について」(同志社大学人文科学研究所編『京都社会史研究』所収)。

(28) 川嶋将生氏「町衆の町 京」第一章および京都市編『史料 京都の歴史』第四卷二一六頁～二二三頁参照。

(29) 『康富記』応永二十四年八月二十日条。

(30) 『北野天満宮文書』五十二の具体的事例がある。

(31) たとえば、『蔭涼軒日録』文明十七年五月二十三日条には、細川氏配下の諸将や一色氏の兵などが町々の木戸門守備にあたったこと、『東寺百合文書』には領内随所に木戸や堀を設けたことが見える。

(32) 川嶋将生氏「町衆の町 京」三一頁～三三頁には、歎冬町の有力者金阿弥所有の井戸の利用をめぐる騒動を通じて、町の人々が力を合わせ日常生活の次元で連帯していくありさまが紹介されている。

(33) 瀬田勝哉氏「近世都市成立史序説」(『日本社会経済史研究』中世編所収)参照。以下は、瀬田氏の理解に負っている。

(34) 『親俊日記』天文十一年八月二十九日条。

Civil Autonomy in the Warlike Period: *Kamikyô-Shimokyô*,
Chôgumi and *Chô*

by Michitaka KAMADA

The established theories about the civil autonomy in the Warlike Period are as follows:

- (1) The citizens of *Kyôto* defended themselves in arms to protect their lives and properties.
- (2) The autonomous *Chô* 町 became the unit for their self-defense and armament.
- (3) The autonomous *Chô*, being united with one another, developed into the autonomous *Chôgumi* 町組, which formed in combination the town communities named *Kamikyô* 上京 and *Shimokyô* 下京.

By re-examining these points, the author concludes that neither *Chô* nor *Chôgumi* were autonomous, and that the civil autonomy was realized only on the town-community level as seen in *Kamikyô* and *Shimokyô*.